

フランスにおける女性軍人の 法的取扱いとその実態（1）

久保田茉莉*

目 次

はじめに

第1章 女性の軍隊・戦闘参加をめぐるフェミニストの論争

第1節 論争の背景と議論の類型化

第2節 推進派フェミニストの主張

第3節 反対派フェミニストの主張

第4節 小 括——問題点

第2章 フランス軍における男女不均衡

第1節 制度の変遷

(1) 第二次世界大戦まで

(2) 第二次世界大戦後から1972年7月13日法律まで

(3) 1972年7月13日法律以後

① 職域配置制限

② クォータシステム

(以上、本号)

第2節 実 態

第3節 男女平等政策

第4節 小 括

第3章 フランス軍における女性の性的・性差別的被害

第1節 実 態

第2節 要 因

第3節 小 括

第4章 軍隊における女性の立ち位置

第1節 ジェンダー規範の強固さと「男性性」

第2節 女性の疎外

第3節 女性の分断

おわりに

* くぼた・まり 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

はじめに

本研究課題を着想する直接的契機となったのは、辻村みよ子『憲法とジェンダー』における「平和とジェンダー」と題された論考である。女性兵士をめぐる問題を主題とする同論文によれば、女性兵士にも職業選択の自由があることを前提に男性と同等の権利や平等権を主張し、女性の入隊や戦闘参加を求める立場と、これを批判する立場との対立が、フェミニズムの「難問」として理論と運動を分断させてきた¹⁾。

前者の立場は、軍隊や戦闘への参加を権利と考えるのであるが、名目が国防であろうと平和維持であろうと、人を殺すことを職務とする暴力装置である以上、軍隊は、人権という概念と相いれない組織であるように思われる。軍隊を所与のものとして、そこに組み込まれる人員の人権保障を確実にしようという主張は、国家公認の暴力装置を永続化する役割を果たすことにしかならないであろう²⁾。

しかし、軍隊内男女平等要求がフェミニズムの中から生まれている以上、フェミニストとしては、この問題を突き詰めて考える必要がある。それは、フェミニズムが軍事化に加担することへの拒否感だけでは、そうした平等要求を退けるに至らないからである。

上野千鶴子は、女性兵士をめぐる問題について、次のように叙述する。「この問いに対する回答は、『国家とは何か』『軍隊とは』『兵士とは』という問いに根源的に答えることになるだろう。フェミニストのあいだでのこ

1) 辻村みよ子『憲法とジェンダー』（有斐閣、2009年）260頁。

2) 同様の問題が生じる場合として、天皇制が挙げられる。天皇制は身分制の飛び地であり、天皇および皇族は基本的人権の享有主体ではないことからすれば、天皇制を所与のものとして憲法の人権規定を天皇に及ぶようにしようとの昨今の議論（例えば、天皇の生前退位の自由を認める主張、男女平等に基づいて女性・女系天皇を制度化しようという主張など）は、憲法の人権保障や平等の徹底に何ら寄与しないどころか、それらの憲法原理の例外として存在している天皇制の強化につながるのである。

の問題に対する態度の決定は、『フェミニズムとは何か』についての論者の立場の試金石となるだろう³⁾。

一方、辻村は、この問題に対し、「人権アプローチ」の有効性を主張している。辻村によれば、ジェンダー研究の成果として、「単に、『女性=被害者』という視点から戦争における女性の人権侵害を問題にするのではなく、戦争の加担者・加害者の面を直視しつつ、戦争自体の犯罪性や人権侵害を問題にする視点」が再確認されるに至った。こうして、「『女性の人権』の視点から平和を捉える議論もまた、同様に、人権一般として平和の問題を捉える議論に止揚する方向を展望することができる」。「今日の憲法学や国際人権論では、戦争自体が男女の人権侵害であることを前提に、兵士の『国家のために殺人を強制されない権利』や良心的兵役拒否権、平和的生存権を認め、『人権としての平和』論や『人間の安全保障』論を構築しつつある。法学や人権論からのアプローチは、ここでも有効性が認められるはずである」。そして実際に、20世紀後半の国際人権論の土俵では、「平和なければ人権なし」「人権なければ平和なし」「女性の参加なければ平和なし」という関係から、「軍縮・平和による男女の人権確立と、平和への男女共同参画を目指す方向が明確に」されてきている。このようにして、辻村は、「女性の戦闘参加以外の男女共同参画の論理を貫く方途」を明確化するために、「戦争自体が人権侵害であるという観点を明確にして、男女共同参画の課題が人権保障のための反戦・軍縮・平和のための意思決定参加と一致することを明らかにすべき」であると説いている⁴⁾。

辻村のこのアプローチは、筆者にとっても参考になる。戦時下では、女性に対する様々な暴力が行われてきた。例えば、戦時性暴力には、軍隊内での性暴力事件、戦地における軍人から女性市民に対する性暴力、いわゆる「従軍慰安婦」制度のように軍が関与する組織的な性奴隷制度など、様々な態様のものがあり、女性あらゆる被害を受けてきた。第二次世界

3) 上野千鶴子『生き延びるための思想 新版』(岩波書店、2012年)55頁。

4) 辻村・前掲書注1)266-269頁。

大戦時に女性が受けた被害については、多くの学者の手によって研究がなされており、とりわけ「従軍慰安婦」制度に関しては、2000年12月に、女性国際戦犯法廷⁵⁾において裁判が行われた。しかし、戦争の被害者は、女性に限られない。男性もまた、国家のために殺人者になることを強制されるという点で、被害者であるといえる。したがって、女性＝被害者、男性＝加害者というステレオタイプな見方を排し、すべての戦争それ自体を男女の人権侵害として違法化していく点に、「人権アプローチ」の意義がある。ここに、フェミニズムによる平和主義理論を構築することへの展望があるのではないかと考えられる。

日本国憲法は、前文で平和的生存権の保障を明示し、9条で、全面的な戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認を定めている。さらに、憲法全体の構成上も、宣戦布告や国家防衛の規定が置かれていないことが指摘される。このような憲法は他に類例がなく、日本国憲法は、世界で最も徹底した平和主義憲法であるといえる⁶⁾。

近代国民国家は、市民間の暴力を犯罪化する一方で、国家の暴力（軍隊）と、家庭における家長の暴力とを、その犯罪化から除外した⁷⁾。この犯罪化されていない公的暴力と私的暴力を否定するのが日本国憲法であるとの理解がある。このようにして看取できる9条と24条の相関関係については、中里見博や清末愛砂によって検討がなされてきた。中里見によれ

5) 「日本軍性奴隷制の犯罪的な性質と、この罪に責任のある者を明らかにし、日本政府に法的責任があることを認めるよう圧力をかけること」、「普遍的な女性の人権の問題である、女性に対する戦時性暴力の不処罰を断ち、世界中のどこにおいてももう二度とそれが起こらないようにすること」を目的とした民衆法廷の取組み。2000年12月8日から10日に東京で、冒頭陳述、各国起訴状発表、被害者証言、証拠の提示、判事の質問、専門家証言、元日本軍兵士の証言、最終論告が行われ、翌年12月4日にオランダのハーグにおいて、天皇裕仁と日本政府・日本軍の高官に対して有罪判決が下された。(VAWW-NET Japan 編『女性国際戦犯法廷の全記録』(緑風出版、2002年) I, 34-35, 39頁; II, 366頁)。

6) 辻村みよ子『比較憲法 第3版』(岩波書店、2018年) 229-236頁、辻村みよ子『憲法第7版』(日本評論社、2021年) 62-63頁など。

7) 妻子に対する男性の暴力が犯罪であるということが社会的に認知されるようになったのは、ドメスティック・バイオレンスが問題化されてからのことである。

ば、9条は、「軍隊という『公的』暴力」を否定しており、個人の尊厳や両性の本質的平等を定める24条は、「婚姻と家族における男性支配」、すなわち、「家族という『私的』関係における暴力」を否定している。そして、「二四条の『私的』暴力の禁止と、九条の『公的』暴力の禁止とをあわせてみると、日本国憲法は、社会全体を非暴力化するためのプロジェクトである、とすることができる⁸⁾。また、清末も、24条は、「ジェンダーに基づく差別や暴力を排することで平和的生存権を確立しようとする」条文であり、「9条と24条は互いに補完しあいながら、非暴力を核とする平和主義を支える両輪となっている」としている⁹⁾。

以上のことに鑑みれば、このような憲法を擁する日本は、非暴力によって国際平和に貢献しなければならないはずである。しかし、実際には、強大な装備をもつ自衛隊が存在し、国連の平和維持活動やテロ対策の名目で、海外派兵まで行っている。また、アメリカとは軍事同盟を結んでおり、米軍が日本に駐留している。さらに、2014年には、9条の政府解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされ、翌年にはそれが法制化された。防衛支出についても、2021年度の当初予算案の防衛費は5兆3235億円となり、7年連続で過去最大を更新している¹⁰⁾。このように、憲法の平和主義規定と実態とは大きく乖離している。

以上のように自衛隊が国軍化する中、防衛省は、少子化や男女の雇用機会均等などを考慮し、自衛隊における女性に対する配置制限の撤廃と女性の登用を進めている。2017年4月に策定された「女性自衛官活躍推進イニシアティブ——時代と環境に適応した魅力ある自衛隊を目指して——」¹¹⁾

8) 中里見博『憲法24条+9条——なぜ男女平等がねらわれるのか』（かもがわ出版、2005年）44-45頁。

9) 清末愛砂「非暴力平和主義の両輪——24条と9条」中里見博・能川元一・打越さく良・立石直子・笹沼弘志・清末愛砂『右派はなぜ家族に介入したがるのか——憲法24条と9条』（大月書店、2018年）133-134頁。

10) 『朝日新聞』2020年12月21日付夕刊。

11) 防衛省 WEB サイト, <https://www.mod.go.jp/j/profile/worklife/keikaku/pdf/initiative.pdf> ↗

では、女性自衛官の活躍を推進するための理念的な方針が明らかにされた。また、同イニシアティブにより、母性保護や装備品の特性を理由として、陸上自衛隊の特殊武器（化学）防護隊の一部と坑道中隊、海上自衛隊の潜水艦を除き、全自衛隊において配置制限が実質的に撤廃されることとなった。さらに、2018年12月には、潜水艦の乗組員についての配置制限が解除され、2020年1月には女性潜水艦要員に対する教育が開始された¹²⁾。また、2020年3月には、陸上自衛隊唯一の落下傘部隊である「第1空挺団」に、初めて女性隊員が誕生した¹³⁾。

また、女性自衛官は、2020年3月末現在、約1.7万人（全自衛官の約7.4%）であり、10年前（2010年3月末時点で全自衛官の約5.2%）と比較すると2.2ポイント増となっており、その比率は近年増加傾向にある。女性自衛官の採用については、2027年度までに全自衛官に占める女性の割合を9%以上とすることが目標として定められており、そのために、2017年度以降の採用者に占める女性の割合を10%以上とすることとしている。登用に関しても、佐官以上に占める女性の割合を3.1%より増やし、人材育成を図ることとしている¹⁴⁾。

このように、憲法の平和主義原理がないがしろにされ、他方で、自衛隊への女性の参入が推進されていることからすれば、女性兵士問題は、平和憲法をもつ日本にとっても他人事ではない。

筆者は、男女平等の美名のもとに軍隊に女性を取り込もうとするこうした動向に、強い危機感を覚えている。もともと、世界、とりわけアメリカのフェミニストが、軍隊内男女平等を強く求めているのに対して、日本のフェミニズムにおいては、軍隊内（自衛隊内）男女平等を主張する論者は多数ではない。このことには、上野千鶴子が日本の特殊性として挙げてい

↘(2021年7月14日閲覧)。

12) 2020年版『防衛白書』419頁。

13) 『毎日新聞』2020年3月5日付朝刊。

14) 前掲注12)。

る歴史的背景が関係しているように思われる。上野の言う歴史的背景とは、日本が、第一に、非武装と交戦権の放棄をうたった世界的に見て稀有な国家だということ、第二に、戦後、国民軍と徴兵制を維持しなかった数少ない国の一つであるということ、第三に、冷戦体制下の日米安全保障体制のもとで、軍備から免れてきたということ、第四に、自衛隊が「軍隊」であるかどうかという議論は棚上げされ、見えない軍隊としてタブー視されてきたということ、第五に、戦後半世紀以上のあいだ、一兵も国外に出さず、一人の戦死者も出さなかったということである¹⁵⁾。

憲法9条2項の「陸海空軍その他の戦力」を、通説のように、「警察力を超える実力」と解せば、自衛隊は憲法違反となる。したがって、日本国憲法のもとでは、軍隊への女性の参入を求める主張は成り立たないはずである。しかし、先述したように、憲法規定と現実とは大きく乖離しており、このまま軍拡が進めば、女性をそこに取り込もうとする動きはますます加速すると考えられる。これに対し、平和憲法を持つ日本のフェミニズムは、軍隊への女性の参入を求める帝国主義的なアメリカフェミニズムに追随することなく、憲法の平和主義原理を生かしたフェミニズム理論を打ち立てるべきであると考えられる。

以上のように、軍隊内男女平等推進派フェミニストに対抗する理論を検討してみたいというのが、拙論を起こすに至った根本動機である。しかし、フェミニズムの「難問」であり、フェミニストの「試金石」でもあるこの問題を、それ自体として根本的に検討することは、筆者の手に余る大業である。そこで、本稿においては、軍隊内の女性が置かれている状況を明らかにすることで、そのようなフェミニズム平和理論の構築の糧としたい。

本稿では、第1章で、軍隊・戦闘への女性の参加をめぐるフェミニスト

15) 上野千鶴子「英霊になる権利を女にも?—ジェンダー平等の罨—」同志社アメリカ研究35号(1999年)47-48頁。上野のこの認識は1999年時点のものであり、現在では自衛隊の海外派兵がなされている。

の論争について概観した上で、フランス軍における女性を取り巻く状況を検討する。検討の対象は、フランス軍における男女不均衡（第2章）と女性の性的・性差別的被害（第3章）である。さらに、第2章・第3章で明らかになったことを踏まえて、第4章で、軍隊における女性の立ち位置とはいかなるものかということについて、総括的に検討する。

筆者がフランス軍を対象としたのは、次のような理由によるものである。フランスでは、徴兵制廃止による兵員不足と、男女平等の政治の側の必要性から、当局によって積極的な軍隊内男女共同参画政策がとられた。このことにより、フランス軍は、世界で最も女性軍人の割合の高い軍隊の1つとなった。現在の Emmanuel Macron 政権の下でも、国防大臣には女性が任命され、男女平等政策が積極的に行われていることから、フランスは、国を挙げて軍隊内男女平等の実現に取り組んでいるといえる。

これまで、女性軍人に関するほとんどすべての研究がアメリカを素材としてきたが、必ずしもアメリカが典型とは限らないため、相対化して考える必要がある。上野千鶴子も、日本のフェミニズムは「アメリカ文化の圧倒的な影響のもとにあって、それからごくわずかにフランス、イギリス、ドイツが紹介される」という花崎皋平の指摘に呼応して、「外国というアメリカしかないような感じ」、「フェミニズム紹介、フェミニズム理解をアメリカ経由一辺倒でやってきた日本のフェミニストの怠慢」、「アメリカほけ」を批判している¹⁶⁾。そこで、フランス軍を題材とすることで、ひたすら米軍をめぐるなされてきた従来の研究とは異なる視座で、この問題について検討できるようになるのではないかと考えられる。

16) 花崎皋平『〈共生〉への触発 脱植民地・多文化・倫理をめぐる』(みすず書房, 2022年) 219-220頁。そうして、「日本と外国を比較する場合でも、要するに日米比較になってしまう」日本のフェミニズムを問題視したうえで、上野は自らを「日本のフェミニストの中では私はアメリカン・フェミニズム批判をやった数少ない一人」と称している(221頁)が、上野のフェミニズムも、アメリカの議論に依拠するところが相当大きいように思われる。

第 1 章 女性の軍隊・戦闘参加をめぐるフェミニストの論争

第 1 節 論争の背景と議論の類型化

ベトナム戦争までは、米軍内の女性は、後方支援や医療要員に限られていた。しかし、1983年のグレナダ侵攻の際、約170人の女性軍人が、憲兵隊員、ヘリコプターのパイロット、トラック運転手などとして侵攻に参加した¹⁷⁾。1989年のパナマ侵攻には、憲兵隊と戦闘支援部隊の117人の女性軍人が参加し、ある女性大尉が砲火の中30人の憲兵部隊を率いてパナマ軍と戦ったことが話題となった¹⁸⁾。1990年から1991年の湾岸戦争では、現役勤務軍人全体の12%にあたる米軍女性兵士が登場した¹⁹⁾。そのうち5人が戦闘中に死亡し、2人が捕虜となっている²⁰⁾。

そして、1990年9月16日、全米最大の女性組織であるNOW (National Organization for Women, 全米女性機構)が、「戦闘中の女性に関する決議」(Resolution on Women in Combat)において、女性軍人の戦闘参加制限の解除を要求した²¹⁾。このことが、女性と軍事組織との関係に関する議論の端緒となった。

佐藤文香は、軍事組織をめぐるジェンダーイデオロギーを類型化するために、差異志向 (Difference)、平等志向 (Equality)、軍事組織志向

17) Ann Wright, "The Roles Of US Army Women In Grenada", *Minerva's Bulletin Board*, vol. 2, no. 2, 1984.

18) "Army And Air Force Women In Action In Panama", *Minerva's Bulletin Board*, vol. 3, no. 1, 1990; *Austin American-Statesman*, 4 Jan. 1990, A11.

19) Cynthia Enloe, "The Politics Of Constructing The American Women Soldier As A Professionalized "First Class Citizen": Some Lessons From The Gulf War", *Minerva's Bulletin Board*, vol. 10, no. 1, 1992.

20) 上野・前掲書注3) 57頁, 佐藤文香『軍事組織とジェンダー——自衛隊の女性たち』(慶應義塾大学出版会, 2004年) 14頁。

21) "Gulf Crisis Spurs Now To Adopt Resolutions On Military Women", *Minerva's Bulletin Board*, vol. 3, no. 2, 1990.

(Military) という三軸の組み合わせによる三元マトリックスを用いている。差異志向とは、「男女のカテゴリカルな差異を個人差よりも大きなものと認めるか否かにかかわる態度・信念」を、平等志向とは、「男女に対する権利と義務の平等な分配を認めるか否かにかかわる態度・信念」を、軍事組織志向とは、「国家の暴力装置としての軍事組織の存在を正当なものと認めるか否かにかかわる態度・信念」を指す。そして、男女の差異を個人差よりも大きなものと認める態度・信念をD＋、認めないものをD－、男女に対する権利と義務の平等な分配を認める態度・信念をE＋、認めないものをE－、軍事組織の存在を正当なものと認める態度・信念をM＋、認めないものをM－と表記した場合、この三元マトリックスによれば、ジェンダーイデオロギーの担い手は、「ミリタリスト伝統主義者」(D＋, E－, M＋), 「アンチミリタリスト伝統主義者」(D＋, E－, M－), 「ミリタリスト差異あり平等派」(D＋, E＋, M＋), 「アンチミリタリスト差異あり平等派」(D＋, E＋, M－), 「ミリタリスト平等派」(D－, E＋, M＋), 「アンチミリタリスト平等派」(D－, E＋, M－), 「ミリタリスト実力至上主義者」(D－, E－, M＋), 「アンチミリタリスト実力至上主義者」(D－, E－, M－)の8類型に分類される²²⁾。

この8つのジェンダーイデオロギーのうち、最も広い意味で「フェミニスト」と形容しうる（本章ではこの意味で「フェミニスト」を用いることとする）のは、平等志向が＋の4派（「ミリタリスト差異あり平等派」, 「ミリタリスト平等派」, 「アンチミリタリスト差異あり平等派」, 「アンチミリタリスト平等派」）である。そして、軍隊や戦闘への参加の権利と義務の男女平等を主張する「ミリタリスト差異あり平等派」および「ミリタリスト平等派」と、それに対抗する「アンチミリタリスト差異あり平等派」および「アンチミリタリスト平等派」が、フェミニズム内部で対立しているため、以下ではこれらの主張を概観する。

22) 佐藤・前掲書注20) 50-85頁。

第2節 推進派フェミニストの主張

男女平等を根拠として女性の軍隊・戦闘参加を推進するフェミニストが、「ミリタリスト平等派」および「ミリタリスト差異あり平等派」である²³⁾。

Judith Stiehm は次のように主張する。守られる者が暴力を用いずにいられるのは、守る者が暴力を用いるからであり、守られる者は守る者に従属している。したがって、守る者と守られる者とは分けられた社会よりも、社会的暴力の行使に等しく責を負う市民によって構成された社会のほうが望ましい。フェミニストは、生産手段と重要な仕事への女性のアクセスの必要性を論じており、経済領域における女性の従属を非難するのだから、軍事領域における従属をも拒絶することになるはずである²⁴⁾。

Lucinda Peach によれば、女性の戦闘参加制限は、職業訓練や教育、その他軍隊がその従業員に与える利益にあずかる機会、職業的前進の機会を限定的なものにする。また、市民権は国家防衛に象徴的に結び付けられているため、そのような制限は、完全な市民権と市民としての責任を女性に否定することになる。市民としての義務を否定されるのならば、女性はほかの公的生活領域における平等取扱いを求めることはできない。女性が男性と完全に平等な市民になるためには、国家を防衛する平等な責任を果たすことが認められなければならないのである²⁵⁾。

23) 佐藤自身が指摘するように、このジェンダーイデオロギーの三元図式の軸は強弱を持ったスペクトルとして存在しており、同じ型の中にもヴァリエーションがある（佐藤・前掲書注20）54頁）ため、単純に分類することは困難であり、筆者が本節で「推進派」として挙げた論者には、「ミリタリスト」というには軍事組織志向が弱いように思われる者も含まれている。しかし、本稿においては、軍事組織への否定的な姿勢を全くあるいはそれほど示さず、男女平等をもとに軍隊への女性の参入を求めている点を最重視して、そのような論者もこの分類に加えることとする。

24) Judith Stiehm, "The Protected, the Protector, the Defender", Judith Stiehm ed., *Women and Men's Wars*, Pergamon Press, 1983, pp. 367-368.

25) Lucinda Peach, "Gender Ideology in the Ethics of Women in Combat", Judith Stiehm ed., *It's Our Military, Too! : Women and the U.S. Military*, Temple University Press, 1996, pp. 175-176.

NOW の創設者であり「ウーマン・リブの母」と呼ばれる Betty Friedan は、「男らしさの神話の要塞」であるウェストポイント陸軍士官学校を訪問した経験をもとに、軍隊への女性の参入について論じている。Friedan は、「部下の福祉を気づかうという点で、女子士官候補生は男子よりもすぐれた統率力を持って」いるという男性士官の話や、女性が入ることによって男性たちが変わり始めたという男性士官の話、男性たちが「単に戦争が好きで、暴力が好きで、人を殺しに殺しまくるため」に軍隊にいるのだとして憂いている女子士官候補生の話を用いたうえで、軍隊という「かつて男性の領域だった」場において「女性が平等な位置を占めることが女性の生存にとっても、社会の生存にとっても必要」であり、そのことによって、軍隊も女性も「変化し、進化していく」のだと主張する。Friedan によれば、男性は、主に英雄崇拜という見地から戦闘任務や戦闘兵器支援を選ぶが、女性の場合には、英雄崇拜は目立たない。また、女性は、「人間の生命を奪う」という道徳的な問題を重視しているが、男性はこのことにあまり興味を持っていない。女性は、「決して男らしさの栄光のために殺すのではなく、人類のために役に立ち、価値あるものだという『モラルの問題』を十分考えた上で」、そうするのである。そして、「この国を守るために必要とされる戦略は、人間の生命や価値に敏感になれる強さを持つようとしている女性や男性の手中にある」²⁶⁾。このように、Friedan は、生命についての関心が男性よりも鋭い女性が軍隊に入ることによって、軍隊が人道的・道徳的に向上することが見込まれると考えているようである。

Friedan のように、女性の戦闘参加による軍隊の変革を期待する主張は、珍しいものではない。加納実紀代によれば、湾岸戦争当時、NOW の

26) Betty Friedan, *The Second Stage*, Summit Books, 1981 = 下村満子訳『セカンド・ステージ——新しい家族の創造』（集英社、1984年）194-232頁。佐藤・前掲書注20)では、「アンチミリタリスト差異あり平等派」が軍事組織志向において揺れを示す例として Friedan が取り上げられている（67-68頁）が、Friedan の言説は「アンチミリタリスト」とするにはミリタリズムの要素が強すぎるように思われる。

副会長であった Patricia Ireland は、戦闘行為に参加することによって、女性がより権限のある軍事的地位に就けば、その結果、未来の軍事紛争を阻止する可能性があるとして述べていた²⁷⁾。

こうした主張について、アメリカのフェミニスト政治学者である Jean Bethke Elshtain は、「希望的観測」であるとしている。それは、多くの女性兵士が、兵士の規律に同化し、男性兵士の行動を引き写しにすることを選んだからである。曰く、「多数の女性が徴兵されると、軍隊や戦闘は変化するだろう、トリベラル派は決まって言うが、そのようなナイーブな決まり文句に私は執着しない。私には軍隊が女性を変化させるであろうと明確にわかる」。Elshtain は、しかし、「政治について男性に考えてもらい、行動してもらおうつもりでいる」多くの女性たちよりは、女性兵士のほうがよいとする。そして、Elshtain は、多くの女性たちが男性だけの徴兵制を肯定していることを「悪い市民的信念」として評価し、徴兵制自体には賛成できないとしつつも、徴兵制から女性が自動的に免除されてはならないと主張している。「考えなしの無分別な平和主義は本当の平和主義ではない」のである²⁸⁾。

1991年9月に行われた「女性・戦争・平和運動」をテーマとする日独女性問題シンポジウムでは、加納実紀代と対談した2人のドイツ人フェミニスト、Eva von Munch（ドイツ女性法律家連合会理事、ツァイト紙記者）と Angelika Wagner（ハンブルグ大学元副学長、フェミニスト心理学者でクオータ制の推進者²⁹⁾）が、軍隊への女性の参入に賛同した。母性主義的でないフェミニズム平和理論構築の可能性を探る加納に対し、Munch は、フェミニズムはあくまでも女性に関する問題を扱っていく運動であり、平和運動は平和をテーマにしていくものであるから、両者は全く別の次元のもの

27) 加納実紀代『戦後史とジェンダー』（インパクト出版会、2005年）328頁。

28) Jean Bethke Elshtain, *Women and War*, Basic Books, 1987 = 小林史子・廣川紀子訳『女性と戦争』（法政大学出版局、1994年）373-377頁。

29) 加納・前掲書注27) 327頁。

であり、領域をきっちり分けていく必要があると主張する。Munch によれば、民主主義という原則を選んでいる以上、その原則の中には国防も含まれる。そして、ドイツ連邦軍は、あくまでも純粋な国防軍で、防衛にしかあたれない。軍隊が、他国の攻撃ではなく自国の防衛にのみ専念するということは、意義のあることである。その前提のもとに男女平等を考えると、女性が自国防衛軍に参加するのは意義のあることである。したがって、女性が、自分自身の責任で兵役や戦闘に参加したいというのなら、その女性の意思を尊重すべきである。Wagner も同様に、女性も、人生の様々な局面において男性と同等のチャンスを与えられるべきであるとして、女性兵士はフェミニズムの男女平等の原則から肯定されると主張した。

Munch と Wagner も、Friedan らと同様に、女性が入ることによって軍隊が変わるということへの期待を持っている。Wagner は、男性は女性より明白に攻撃的であるという心理学者の調査結果と、男性は女性よりも殺人や暴力行為に及ぶ率が高いという犯罪統計学を論拠として、女性が軍隊で決定権を持つことによって、「世界がより平和になる」と主張する。Munch も、ソ連のクーデターで、赤の広場に集まった学生やデモ参加者を射撃するために装甲車が集められたが、彼らが砲撃を行わなかったことを例に挙げて、軍隊が民主的なものであることの必要性を説き、女性が戦争の仕方を変えられるという展望を語っている³⁰⁾。

フランスの代表的なフェミニストである Elisabeth Badinter も、1992年に行われた落合恵子との対談において、NOW の立場に賛意を表明している³¹⁾。

ここまで見てきたアメリカ、ドイツ、フランスの論者は、いずれも軍隊の保持が許された国において活動しているフェミニストである。他方、憲

30) 姫岡とし子・Eva von Munch・Angelika Wagner・加納実紀代「国際学術シンポジウム「女性・戦争・平和運動」」立命館言語文化研究3巻3号（1992年）1-30頁。

31) 加納・前掲書注27) 335頁。

法によって戦力不保持が定められている日本でも、軍隊への女性の参入に肯定的な主張が一部のフェミニストの間に見受けられる。

例えば、前述した Elisabeth Badinter との対談の中で、落合恵子は、「いいことも悪いことも男女平等に担うべきである」と女性の軍隊参入を肯定し、暴力の被害者である女は、暴力や力の誇示が醜いものであることを歴史的に学んでいるはずであると述べている。

また、女性の政治参加の日米比較研究をしている相内真子は、NOW が、「戦争と平和の性別役割論、つまり男性＝戦争、女性＝平和とイメージされる『安易な』ステレオタイプ——これによって異端者の男性も女性もどれほど傷ついてきたことだろう——を徹底的に批判し平和運動と女性運動の『すっきりした』関係を提示した」ことを称賛している³²⁾。相内によれば、「NOW の主張は、民主主義規範に照らして当然である」。相内は、NOW を批判するフェミニストに対し、次のように反論する。「ことの善悪はさておき、軍隊に入り出世してそれによって自己実現をはかろうとする男性を見逃しておきながら、女性にだけはなんとか水際でそれをやめさせようとする、これが性による二重基準＝ダブルスタンダードでなくしてなんであろう」。「問題の本質は、女性の軍隊への参入の『倫理上の』是非なのではなく、男性と同等の資格を持つ女性が、『女性である』というだけの理由で軍隊のエリートコースへの参入を拒否されてきた『不条理』なのだ」³³⁾。

フェミニスト活動家である近藤恵子も、「人として生きる権利——人権の基本は自己決定権であり選択権であると私は考えている。機会の平等、結果の平等ということ、運動のさまざまな局面で私たちは訴えてきたが、女たちをはじめとするマイノリティは入口から出口まで、あらゆる場面で自己決定の権利をはばまれている。フェミニズムと軍隊の問題を考え

32) 相内真子「戦争と軍隊と女性——アメリカフェミニズムの立場から」自由学校「遊」通信第7号(1992年)3頁。

33) 相内真子「再び「戦争と軍隊と女性」」自由学校「遊」通信第10号(1992年)1-4頁。

る時、念頭にあるのはこのことである。あえて誤解をおそれずにいえば、マイノリティは悪を為す選択からも排除されている」として、自己決定権の保障の面から NOW の主張に賛同した³⁴⁾。

以上のように、世界中のフェミニストによって、軍隊への女性の参入や女性の戦闘参加を求める主張がなされており、彼女たちは、男女平等や女性の自己決定権、職業選択の自由をその論拠としている。

第3節 反対派フェミニストの主張

一方、こうした女性の軍隊参入推進派の主張に反対するフェミニストは、本章第1節で紹介した佐藤の類型化によれば、「アンチミリタリスト差異あり平等派」と「アンチミリタリスト平等派」の二者に分かれる。

「アンチミリタリスト差異あり平等派」は、男女の差異を個人差よりも大きなものと認めており、女性とは産む性であり生来的に平和主義的存在であるということから、軍隊への女性の参入を求める主張に反対している。

Sera Ruddick は、母として育てることを戦争と矛盾する実践と位置付ける。戦争になれば、子どもや家や家族など女性に関心を持つ日々の実践がすべて脅かされる。したがって、母親が戦争好きであるとしても戦争は母親の敵であり、母親が平和的でないとしても平和は母親の務めである。こうして、Ruddick は、女性に平和の実現力を見出そうとする³⁵⁾。

日本でも、例えば日本母親大会は、「母親」を「母性をもつすべての女性」と位置付け、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることを望みます」をスローガンにして平和運動を行っている。

34) 近藤恵子「『フェミニズムと軍隊』論争——「自由学校“遊”」の討論から 軍隊内の女性差別撤廃決議 (NOW) —— 私たちは何を選択するのか」婦人通信 (社会主義婦人会議) 1992年8月号11頁。

35) Sera Ruddick, "Notes Toward a Feminist Maternal Peace Politics", Alison M. Jagger ed., *Living with Contradictions: Controversies in Feminist Social Ethics*, Westview Press, 1994, p. 622.

しかし、銃後における女性の戦争協力の歴史³⁶⁾や、戦闘参加を求める女性の存在によって、女性=平和主義者という図式の破綻は明らかになっている。それだけでなく、このような女性と平和とを結びつけるフェミニズムは、本質主義的であるとの批判を免れえない。本質主義 (essentialism) とは、「本質を『原因』とみなし、その不変の属性から定例の現象が導き出されるとする考え方³⁷⁾」である。そして、フェミニズムの文脈においては、本質主義は、「文化的な条件づけをこえて、それ以前に、女性特有の本質があるという信念³⁸⁾」と理解される。そこでは、「性差の存在が前提されているだけでなく、性差が自然や生物学という基盤に立脚していると考えられている³⁹⁾」。そもそもフェミニズムは、こうした考え方によって正当化されてきた公私二元論や性別役割分業論、ステレオタイプなジェンダー規範を打破しようとする運動論であった。したがって、フェミニズムの主張の根拠が本質主義的なものであってはならない。

そこで、「アンチミリタリスト平等派」は、こうした本質主義に陥ることなく推進派フェミニストに対抗することを試みている。

Betty Reardon は、戦争が家父長制的な暴力の最大の行使であることの論証を試みている。Reardon は、「社会が男性のものだとしている任務のほとんどは、女性も遂行できることを証明することを主目的とした」フェミニズムを批判し、「『男に劣らない仕事をする』ということは、しばしば、男性の基準を受け入れることを意味し、したがって、支配的な男性の価値を強めることになる⁴⁰⁾」と主張する。Reardon によれば、このような

36) 加納実紀代『女たちの〈銃後〉 増補新版』(インパクト出版会, 1995年)などに詳しい。

37) 竹村和子「『資本主義社会はもはや異性愛主義を必要としていない』のか——「同一性の原理」をめぐるパトラーとフレイザーが言わなかったこと——」上野千鶴子編『構築主義とは何か』(勁草書房, 2001年) 236頁。

38) Lisa Tuttle, ed., *Encyclopedia of feminism*, Longman, 1991 = 渡辺和子監訳『フェミニズム事典』(明石書店, 1998年) 110頁。

39) 加藤秀一「構築主義と身体の臨界」上野編・前掲書注 37) 177頁。

40) Betty A. Reardon, *Sexism and the War System*, Syracuse University Press, 1985 = 山ノ

女性の男性化は、戦争システムに新たな支援を提供することであり、戦争システムそのものが、女性差別主義と、他者への抑圧支配の構造を持つ男性中心社会の核心であるのだから、フェミニズムは、軍事国家と戦争システムそのものに反対しなければならない。

また、Cynthia Enloe は、男らしさの文化的・身体的特性が、組織としての軍隊の必要性和リンクされ、男らしさが軍国主義と緊密に結びつけられているということを指摘したうえで、この結びつきは切り離せるものであるとして、次のように主張する。市民文化の中に存在する男らしさの観念は、それだけでは政府が必要とする軍勢力を打ち立てるのに十分ではないため、国家は徴兵を行い、厳しい訓練によって男らしさを軍用に転化する。すなわち、国家のこうした行為により、男らしさと軍国主義の結びつきが本質的なものではないということが明らかになっているのである⁴¹⁾。

Helen Michalowski も、ジェンダーに関する支配的イデオロギーの軍隊による利用・強化の構造について論じている。軍隊は、女性に対する優位性の感情、支配、攻撃、自他への肉体的暴力といった態度を先鋭化することで、男の子を軍人に仕立て上げる。軍隊での訓練の中で、男性はモノ化され、人間性を奪われ、服従させられるのである。そもそも、女性が軍隊に採用されるようになったのは、軍隊が男女平等に関心を持つようになったからではなく、若年男性人口が減少したためである。女性は確かに軍人になる権利と能力を持っているが、男性のようになることは女性にとって解放への一歩にはならない。女性に人殺しの訓練をするよりも、男性に生命を育むことを教えるべきである⁴²⁾。

↘ 下史訳『性差別主義と戦争システム』（勁草書房、1988年）46-47頁。

41) Cynthia Enloe, *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War*, University of California Press, 1993 = 池田悦子訳『戦争の翌朝——ポスト冷戦時代をジェンダーで読む』（緑風出版、1999年）62-67頁。

42) Helen Michalowski, "The Army Will Make a "Man" Out of You", Alison M. Jagger ed., supra note 35), pp. 592, 597. 佐藤・前掲書注20)では、「女性性と平和との同一視」を理由として Michalowski が「アンチミリタリスト差異あり平等派」に類型化されている。

日本においても、少なからぬフェミニストが、軍隊への女性の参入を求めるフェミニストをこの立場から批判している。

「女性＝平和主義者という本質主義によらないフェミニズムと反戦の思想の構築」を自らの「思想的課題」とする上野千鶴子は、フェミニズムは単に国民国家における分配平等を要求する思想にすぎないのではないとしたうえで、「軍隊内男女平等イデオロギーに隠れて、フェミニズムと国家とのあいだに行われようとしている新たな『取引』を、フェミニズムは拒否しなければならない」と主張する⁴³⁾。すなわち、フェミニズムは、国家の暴力を所与のものとしてその分配を求めるべきではないということである。

花崎皋平も、フェミニストの軍隊内男女平等要求は、「フェミニズムの自己否定につうずる深刻な問題を内蔵している」⁴⁴⁾と、危機感をあらわにしている。花崎は、軍隊に与えられているのは、「国家が敵とさだめる人間の『殺人権』、その国の財産、施設、環境の『破壊権』」であるとして、「これまで男性がその権利を独占してきた『戦争権』、すなわち『殺人・破壊権』を分有することは、男性権力とより緊密な共同（共犯）関係に入ることであり、形式的平等の背後で他の被差別者をさらに差別する方向にコミットすること」であると批判し、「軍隊を廃することへコミットすることが、真の男女平等を実現することではないか」と主張している⁴⁵⁾。

金井淑子は、「フェミニズムは、人類史における普遍的な性支配システムと理論的にも実践的にも格闘している思想であるがゆえに、戦争というもう一つの人類史上最大の暴力的抑制メカニズムと無関係であることはできない」として、この2つの抑圧の装置が通底していることを読み解く必要性を説いている⁴⁶⁾。

↘(66頁)が、Michalowski は「男性性」や「女性性」をむしろ構築主義的に捉えているように筆者には思われたため、本稿では「アンチミリタリスト平等派」に分類した。

43) 上野・前掲書注 3) 78-82頁。

44) 花崎皋平『個人／個人を超えるもの』(岩波書店、1996年) 123頁。

45) 花崎・前掲書注 16) 186頁。

46) 金井淑子『フェミニズム問題の転換』(勁草書房、1992年) 149-184頁。

白井洋子も、軍隊への女性の参入を求めるアメリカのフェミニズムを、『男の領域』としての軍隊文化の土俵に女を引き込むだけのことであり、男中心の軍隊の枠内での『平等』でしかない』として批判している。自らが受けた性暴力被害を「不快、ただそれだけのこと」として片づけてしまう女性軍人の例からは、男性軍人が軍隊内でも侵略地でも女性をモノ化し、暴力に対して感覚を鈍化させるのと同じように、女性軍人も軍隊によって非人格化されるのだということがわかる。白井は、そのような「軍事化された思考」を危ぶんでいる⁴⁷⁾。

加納実紀代は、ウーマン・リブやフェミニズムが、夫や子どもや家など、自分以外のもののために生きざるを得なかった女性たちに対して、自分のために生きていいのだと説いてきたということから、戦争反対の論理を導こうとする。「戦争というものがつねに『国家』を価値づけ、『私』を虫けらのように扱うことによって成り立つ以上、リブの『私』へのこだわりは戦争反対にとって意味を持つ」のである⁴⁸⁾。

加納は、フェミニズムが目指すべきものは、「戦争や軍隊そのものの解体であって、その中への『平等参加』ではない」⁴⁹⁾と明言している。そして、自己決定権を根拠とする女性兵士肯定論に対し、2つの理由でこれに反対する。第一に、軍隊は、「国家への忠誠と命令服従のシステムによって成り立っている」。したがって、軍隊は、「自己決定権」という概念と最も馴染まない組織である。第二に、軍隊における自己決定権は、「他人の自己決定権どころか生存権までおかすもの」である。こうして、加納は、「軍隊内男女平等を考えるにあたっては、『自己決定権』を絶対的価値として最優先」すべきではないと結論付ける⁵⁰⁾。

こうした「アンチミリタリスト平等派」の論者に共通しているのは、軍

47) 白井洋子「ベトナム戦争から湾岸戦争へ——軍隊とアメリカの女性たち——」季刊戦争責任研究第24号（1999年）8-9頁。

48) 姫岡他・前掲論文注30) 16頁。

49) 加納・前掲書注27) 337頁。

50) 加納・前掲書注27) 343-345頁。

隊内男女平等要求をフェミニズムとは相いれないものとしているということ、言い換えれば、平和主義ではなくフェミニズムそのものを淵源として、推進派批判を行っているということである。彼女たちは、女性の軍隊参加推進に対する拒否は、フェミニズムの当然の帰結であると考えている。このことは、上野千鶴子の論証の仕方に顕著に見て取れる。上野は、「最初に戦争に対する不快感があります」とし、「その不快感を正当化するための方法」としてフェミニズムを用いる。「そうすると、どう考えてもこれはフェミニズムと矛盾するという結論が出てきます。つまりこれはレイブ・カルチャーに女が加担することである、という論理的帰結が出てきます」⁵¹⁾。

このように、女性の軍隊参入要求を反フェミニズム的であるとする論者は、江原由美子の言葉を借りれば、「フェミニズムとして『正しい』解答のありかた」を前提としている。だからこそ、上野は、フェミニズムは女性兵士問題に対してどういう対応をするのかということによって、その真価を試されていると考えて、この問題を「フェミニズムの試金石」と位置付けるのであり⁵²⁾、あるいはまた、加納は、この問題を、「フェミニズムとはなにかが問われる『フェミニズムの究極のテーマ』」だとしているのである⁵³⁾。

第4節 小 括——問題点

フェミニズムを、男性に与えられているあらゆる権利義務の女性への拡張を目指す思想と単純に捉えるべきではない。推進派フェミニストは、女

51) 花崎・前掲書注16) 262-263頁。この引用は、花崎との対談における上野の発言である。「レイブ・カルチャー」とは、「権力による統制を要求しかねない」、すなわち、「力でもって自分の言い分を通す」文化のあり方だとされている(254頁)。

52) 江原由美子「ジェンダーの視点から見た近代国民国家と暴力」江原由美子編『性・暴力・ネーション』(勁草書房、1998年) 320頁。

53) 花崎・前掲書注16) 198頁。この引用は、花崎によれば、「ひろしま女性学講座」での講演における発言である。

性の戦闘参加の解禁を男女平等の前進とみなすが、それは単に今まで男性のものとしていた領域に女性が入れるようになったというだけのことである。また、推進派フェミニストの多くは、国家によって公認された暴力装置という軍隊の性質を不問に付し、女性を参入させることに執心しているが、そうして勝ち得た「平等」とはどのようなものなのか。暴力によって人を支配する軍隊と平等とは、本来相いれないものであるはずである。

Friedan のように、女性の参加が軍隊や戦争を変えると主張する向きもあるが、「軍はタフであり、ふんだんに金があり、厳格な階層で築き上げられた組織である」ため、「軍のフェミニズム化よりも、軍に参加する女性の軍隊化のほうがずっと成功している」⁵⁴⁾ことからすれば、そのような戦略は成り立たない。さらに、女性を軍隊に取り込むことによって、軍隊のイメージの向上を図る⁵⁵⁾など、女性たちの平等要求を国家が軍隊の強化に利用する危険性もある。軍隊の強化によって他者支配や暴力容認が強まることからすれば、そのような結末は避けなければならない。

上野千鶴子は、アメリカ同時多発テロに対する同国の報復を念頭に置き、次のように述べている。「もしあなたが非力なら、あなたは反撃しようとはしないだろう。なぜなら反撃する力があなたにはないからだ。あなたが反撃を選ぶのは、あなたにその力があるときにかぎられる。そしてその力とは、軍勢力、つまり相手を有無を言わずたたきのめし、したがわせるあからさまな暴力のことだ」。こうして、上野は、フェミニズムを、「女も男並みに強者になれる」という思想ではなく、「弱者が弱者のまま

54) Lynne Hanley, "Women in the Gulf", *Radical America*, vol. 23, no. 4, 1991 = 三木のぶ子訳「湾岸戦争のなかの女たち」インパクション74号 (1992年) 74頁。Hanley は、「戦闘における女性の問題は、本質的にはキャリア主義者の問題だ」としたうえで、「男女同一をすすめれば、(中略)……女性の才能やエネルギーを、戦争と大規模破壊を使命とする性差別主義者の機関のために活用させることになるだろう」と主張している (73-74頁)。

55) 佐藤文香は、自衛隊の募集ポスターの変遷から、自衛隊が、女性の表象によって、平和創造者としての自衛隊イメージを作り出そうとしてきた様を描き出している (佐藤・前掲書注 20) 183-203頁)。

で、尊重されることを求める思想」だとし、こう続ける。「フェミニズムは『やられたらやりかえせ』という道を探らない。相手から力づくでおしつけられるやりかたにノーを言おうとしている者たちが、同じように力づくで相手に自分の言い分をとおそうとすることは矛盾ではないだろうか。フェミニズムにかぎらない。弱者の解放は、『抑圧者に似る』ことではない」。このように述べて、上野は、「国家の非暴力化」を展望している⁵⁶⁾。

以上のように、フェミニズムが、強者になろうとする思想ではなく弱者のための思想であるとするれば、フェミニズムは、他者支配や暴力容認に抗うことになるはずである。よって、フェミニストの軍隊内男女平等要求は、あまりに単純すぎるように思われる。

一方、女性の戦闘参加に反対する側は、ややもすると女性と平和とを結びつけるジェンダー本質主義に陥りがちである。無論、そのような危険性を認識している論者も多いが、そうした人も、軍隊の存在自体に反対するあまり、現実の女性軍人の存在や彼女たちが抱えている困難が論点から抜け落ちてしまうという点に問題を残している。そしてこのことが、実際に批判の標的にされている。例えば中山道子や牟田和恵は、フェミニズムが、自衛隊の女性たちが受けている性差別から目を背けてきたと主張している。

中山道子は、戦後日本の憲法学の領域において、女性と軍隊の問題が全く取り上げられてこなかったということを指摘したうえで、日本のフェミニストの立場を批判する。中山によれば、国民主権を掲げる近代立憲国家においては、政治問題解決の方途は、ひとりひとりがいかにして「国民国家との同一化」という理念を実質化するかという形で志向される。そして、国民国家体制は、統治に関与しようとする市民に、自己統治へのひとつの手段を提供している。上野千鶴子は、「国民国家との同一化の罨に捕らわれずに、どうやって草の根の連帯ができるだろうか」と問い、フェミ

56) 上野・前掲書注3) v-vi頁。

ニズムは国民国家と取り引きしてはならないと主張するが、このような立場は、女性が市民であろうとする試みそのものから逃避することを正当化することになる。また、「非暴力主義的反権力主義」は、フェミニズム自体の内在的要請ではないため、女性と軍隊という課題におけるアプリアリな解決は存在せず、個々の女性が判断を下すべき問題である。そして、日本では、自衛隊において女性に対する職域配置制限や女性の上限枠があり、「逆クオータ制」が行われている。自衛官を志望する女性の数は、採用数を大きく上回り続けており、1997年度版『防衛白書』によれば、男女が就くことのできるすべての職種において、女性の倍率は、男性のそれを大きく上回っていた。このように、自衛隊において、毎年何百人もの女性が、政府による就職差別に遭っているが、憲法学者は女性排除から、フェミニストは共犯嫌悪から、この現実を無視している⁵⁷⁾。

また、牟田和恵は、軍隊からの女性の排除によって、女性が「奪われてきたもの」があるとして、3点指摘している。第一に、「近代国家において『市民権』は、国家に兵役の義務を尽くすことの報酬であったから、女性はずねに二流市民の座に甘んじてきた。女性が『国民』たりうるのは、兵士を生み育てる母の役割においてであって、近代の国民国家はもともとこうしたジェンダー差の構造を組み込んでこそ成立した。いま日本に軍隊はないわけだが、厳然と社会全体に存在し続ける性差別の構図は、そこに根を持ち続けているのではないか。第二に、自衛隊や防衛大学校への入隊・入学における女性の倍率が男性のそれを大きく上回って「極めて狭き門」となっている「逆アフーマティブ・アクション」を問題視し、「仮

57) 中山道子「論点としての女性と軍隊——女性排除と共犯嫌悪の奇妙な結婚」江原編・前掲書注52) 31-59頁。この中山の論考に対して、上野は、中山の議論は「国家という統治共同体に所属することは、国家暴力を含む制度悪に参加することを自動的に意味するという論理」を前提にしているとして批判し、「統治の範囲の中に、暴力による統治を所与として含める議論の方こそ相対化されなければならない」と、反論している。「日本の憲法学者がこの程度の議論しか立てられないとするならば、法学者の視野狭窄と保守性はあきらかである」と、痛烈である（上野・前掲論文注15) 56頁）。

に自衛隊の存在に反対する立場をとるとしても、現にある自衛隊内での女性差別が放置されていいことにはならない。他の職域での女性の進出が欧米ほど進んでいないからといって、自衛隊内男女平等を求めるのが尚早というわけではないはずだ」と指摘する。第三に、「女性が兵役を免れ戦闘訓練から排除されていることは、かえって女性を暴力の犠牲者になりやすくしてきた。男性にだけ兵役の義務が課され戦士であることが割り当てられてきたことが、男性性の根源としての力・攻撃性・暴力性を作り上げてきた。逆に女性は、戦いを免除されることで攻撃性を奪われ、自分を守る力さえ奪われてきたのだ」として、「男は戦うもの、女は守られるものという考え方と、それに基づく社会化・訓練が、女性を本来以上に無力で、身体的にも精神的にも弱い存在に仕立て上げてきたことは間違いない」と結論付けている⁵⁸⁾。

以上のような問題を踏まえると、既に存在している女性軍人に目を向けつつ、男女平等の美名のもとに女性を軍隊に取り込もうとする動きを阻止しなければならないということになる。そのようなフェミニズム平和理論を構築するために、まずは、軍隊内の女性が置かれている状況を把握する必要がある。

第2章 フランス軍における男女不均衡

本章では、まず、フランス軍における女性の採用・職域配置についての法制度の変遷を概観した上で(第1節)、実際に女性が置かれている状況について、女性軍人比率、職域配置におけるジェンダーバランス、ガラスの天井の存在、軍人の意識的状況という観点から明らかにし(第2節)、さらに、軍隊内男女平等のために取られている対策の一端を垣間見る(第3節)。

58) 牟田和恵「女性兵士問題とフェミニズム」書齋の窓1999年4月号38-39頁。

第1節 制度の変遷

（1）第二次世界大戦まで

フランスでも、軍隊は長らく男の砦とされていた。第二次世界大戦時に、空軍志願兵集団など多くの女性部隊が創設され⁵⁹⁾、これが、軍人としての女性の軍隊への参入の始まりとされている。

しかし、それ以前にも、女性は、例えば、従軍商人、クリーニング屋、食堂の経営者、軍人の妻や寡婦として、軍隊に関わっていた。第一次世界大戦の際、女性の招集は、戦争が長引き、より多くの人手が必要となったときになされた。女性は、軍隊の衛生局で働く看護師として、あるいは軍隊の管理部門や通信隊で雇われていた。兵器工場に徴用された女性は、戦争の最後の年には約40万人で、招集された人員の4分の1に相当する。終戦時には、女性たちは大量に復員した。

第二次世界大戦時の男女の動員は、それぞれの性に付与された伝統的役割に結び付けられていた。戦争初期には、女性は、赤十字の救急車運転手、医療要員、社会医療要員、自動車衛生小隊要員として雇われていたが、ドイツが侵攻してきたときには、ヴィシー政府（対ナチス協力政権）は、彼女たちを解散させた。彼女たちの一部は、自由フランス（ロンドンにおける対独抵抗組織）の義勇団である女性集団の中に再び見出すことができる。この集団は1940年11月に創設されたものであり、100人の女性士官と女性下士官が集まった。そして1年後、この集団は女性の補助部隊となった。

以上の動きはロンドンのみならず北アフリカでも起こっており、これらのさまざまに組織化された女性をまとめるために、フランス国民解放委員会は、補助的女性軍人部隊の創設に関する1944年1月11日デクレを定め、

59) Ministère des armées, «Le Plan Mixité du Ministère des Armées : La mixité au service de la performance opérationnelle de la France», p. 3, https://www.defense.gouv.fr/content/download/554204/9620804/20190306_NP_DP_MINMIN%20Plan%20mixit%C3%A9.pdf (visité le 24 juin 2021).

陸海空軍に補助的女性部隊を創設した。これにより、各軍が固有の部隊を創設する責任を負うこととなった。これらの女性部隊は、独自の階級システムと女性司令官を擁する組織であり、男女は明確に分けられていた。

陸軍では、「女性が担当できる職において男性軍人の代わりをすること」を目的として、陸軍女性補助員集団 (le Corps des Auxiliaires Féminines de l'armée de terre) が創設された。女性たちは、戦争中のみの支援の役割を担い、看護師、救急車運転手、事務機械操作者、秘書、救護班員、パラシュート職人として働いていた。彼女たちは、軍人の規則に服していたものの、身分は文民であった。約 1 万人の女性が働いており、約 50 人が勤務中に死去し、終戦後には大部分が市民生活に戻った。

海軍では、海軍女性セクション (les Sections Féminines de la Flotte) が創設された。女性たちは、主に地上での事務職に就いており、明示された任務に加えて、看護師として働くこともあった。1944年の時点で、海軍には約 1100 人の女性がいたが、その多くが 1945 年の末には家庭に送り返され、2 年後には 125 人になっていた。

空軍では、空軍女性部隊 (les Formations Féminines de l'Air) と、女性軍人パイロットの部隊が創設された。女性たちは、パイロットや看護師として働いており、1945年の初めには 3500 人の女性が勤務していたが、数か月後にはその大半が復員し、同年末には 500 人になっていた。

このように、三軍のいずれにおいても、女性は女性部隊に属しており、男性とは異なる仕事が割り当てられていた。

組織内では、女性の貞節と品位が問題とされており、女性の行動、とりわけ男性との関係は厳しく監視された。軍の指導者は、女性たちに、妻であり母であること、女性らしさを示すことを求め、それによって彼女たちを軍隊文化に統合しようとした。彼女たちは、慎み深く気品に満ちて微笑を浮かべていることを要求されていた⁶⁰⁾。

60) 以上, Katia Sorin, *Femmes en armes, une place introuvable? : Le cas de la féminisation des armées françaises*, L'Harmattan, 2003, pp. 35-39.

国防省内で文民として勤務する女性も、男性とは異なる取扱いを受けており、第二次世界大戦前から訴訟が提起されていた。その主要な最初のものである Bobard 事件では、国防省の女性職員が、1934年8月15日デクレの無効を申し立てた。国防省の中央行政組織について定めたこのデクレが、女性職員の採用と昇進を阻む根拠とされていたためである。しかし、1936年7月3日、コンセイユ・デタはこの申立てを退けた。行政機関の命令によってその行政機関の職員の採用及び昇進に関する規程を定めること、その場合に省における女性職員の受入制限及び昇進制限が役務上の理由により必要かどうかを決定することは、法律に基づき政府に与えられた権限であるため、国防省における役務の特別な要求を満たすために、当該職を男性職員に留保することは合法であると判示したのである⁶¹⁾。このように、軍隊のみならず国防省の文民職においても、女性の就労は制限されていた。そして、この判例の立場により、これ以降も公職への女性の就任の権利が制限されることとなった⁶²⁾。

以上のように、軍隊への女性の参入は、2度の世界大戦の際に活発化し、戦争が終わると、多くの女性軍人が軍隊を去っている。また、女性の参加が始まったのは、看護という女性のステレオタイプなイメージに沿った部門からであり、その後も女性たちは秘書や医療要員として働き、「女性らしさ」を示すことが求められていた。このことから、女性は、非常時に人手が足りなくなった場合の一時的な要員であったことに加え、その活動は、女性的でなければならなかったということがわかる。Enloe は、女性軍人の数と役割を増大させる理由として、男性の埋め合わせや、男性が「本当の」軍事任務を果たせるように、軍隊に必要な秘書、医療、通信業務から男性を解放することなどを挙げている⁶³⁾が、フランスにおける女性

61) C.E., Ass., 3 juillet 1936.

62) Arnaud Haquet, «L'accès des femmes aux corps de l'armée», *RFDA*, vol. 16, n° 2, 2000, p. 348.

63) Cynthia Enloe, *Maneuvers : The International Politics of Militarizing Women's Lives*, The University of California Press, 2000 = 上野千鶴子監訳・佐藤文香訳『策略 女性を』

の軍隊参加にも、こうした理由があったのではないかと推察される。

(2) 第二次世界大戦後から1972年7月13日法律まで

1958年憲法前文では、「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言が定める人権及び国民主権の原理……(中略)……に対する愛着を、厳粛に宣言する」と定められていることから、1946年憲法前文も憲法規範の一つになっている。そして、1946年憲法前文第3段落では、「法律は、女性に対して、すべての領域において男性のそれと平等な諸権利を保障する」と定められている。すなわち、男女平等は憲法上の要請であるといえる。しかし、軍隊への女性のアクセスは大幅に制限されていた。

女性軍人の管理職の地位に関する1951年10月15日の51-1197号デクレにおいて、女性軍人のみに適用される規定が初めて創設された。同デクレ1条は、陸海空軍の女性軍人の管理職の存在を認めた。そして、女性軍人の管理職が軍人役務を行使すること(5条1項)、男性軍人と同じ条件での司法上の取扱いを受けること(5条3項)、男性軍人と同じ条件で年金を受ける権利を獲得すること(20条)などが定められた。しかし2条では、男性軍人とは異なる階級システムが女性軍人に用意され、労働条件(7条)や俸給(19条)などの点でも、男性とは異なる取扱いを受けることとなった。採用に関しても、女性には様々な条件が付いており、例えば、女性は、独身者、寡婦、離別者でなければならず、小さな子どもを監護してはならない(8条)と定められていた。

そして、軍隊は女性人員を養成する役割を担ったが、女性は、階級での実習、あいさつ、軍隊組織の働きという極めて限定的な軍人教育にしかアクセスできなかった。

陸軍では、1953年から、女性士官と女性下士官の候補生に陸軍女性人員

↳軍事化する国際政治」(岩波書店、2006年)199頁。

学校（l'École du Personnel Féminin de l'Armée de Terre）が開かれ、彼女たちは、6か月間の教育を終えた後にそれぞれの階級に任命された。

海軍では、士官候補生と下士官候補生の女性は、海軍女性人員教育センター（le Centre de Formation du personnel féminin de la marine）で6か月間の教育を受けていた。

空軍の女性については、士官は、行政手続についての5日間の教育を受けただけで、参謀本部に配属され、起草担当士官として雇用された。下士官は、軍人学校には行かず、それぞれの空軍軍管区に設立された教育センターで、毎週軍人教育を受けていた。

女性軍人は、いかなる階級（grade）の肩書も持たないと定められていた（前記51-1197号デクレ16条）。女性士官は少尉から少佐までの階級に相当する4つの等級（classe）に、女性下士官は伍長から主任曹長までの階級に相当する4つの等級（catégorie）に、入ることができたが、階級を持たないことから、彼女たちは、軍人の名称ではなく、マダムあるいはマドモアゼルと呼ばれていた。また、彼女たちは、男性とは異なり、日常の勤務において軍服を着ることはなく、階級章も異なっていた。昇進は、あらかじめポストの数に限界が付されており、とりわけ士官の昇進は、男性に比べて遅く、限定的であった。

女性が到達できる領域は、管理、通信、医療、採用に限定されていた。陸軍の女性士官は、司令官にはなれず、主に起草担当者の任務を任せられ、語法や法律のスペシャリストとして中央管理部に配属された。海軍でも、女性たちは、乗船せずにもっぱら地上で働いており、雇用契約の上でしか船員ではなかった。空軍においても同様で、女性たちは、傷病兵輸送機の従軍看護師を除いては、航空業務から離れていた⁶⁴⁾。

64) 以上、Sorin, *supra* note 60), pp. 39-41.

(3) 1972年7月13日法律以後

1970年代の初めに、Michel Debré 国防大臣（当時）は、女性軍人の数を増やし、男女で同一の規定を確立することを目的として、女性軍人の条件を発展させる意向を示した。そして、軍人の一般的地位に関する1972年7月13日の72-662号法律によって、両性に適用される一般規定が定められた。この法律により、女性軍人は、法文上は完全な軍人として男性軍人と同等の扱いを受けることとなり、その数も急速に増えた。とはいえ、女性軍人は、陸軍では陸軍女性士官団と陸軍女性下士官団に、海軍では海軍女性士官団と海軍女性下士官団に、空軍では空軍女性士官団と空軍機上勤務女性士官団（Sorin の注によれば、これは従軍看護師にのみ関係するものである）、空軍女性下士官団に所属しており、男女は区別されていた⁶⁵⁾。

そもそもフランスでは、公務員一般の採用において、性別が「職務の実行の決定的条件を構成する」場合には、男女の別異取扱いが法律上認められており、1982年10月15日の82-886号デクレの付属文書のリストには、男女で異なる採用が予定されうる職団として、国家憲兵隊におけるいくつかの職など15の職が列挙されていた⁶⁶⁾。このリストの作成は、公務員の一般的地位に関する1959年2月4日の59-244号オールドナンス18条の2⁶⁷⁾によってコンセイユ・デタに授権されたものであり、同条では、「……いずれかの性への所属が、その組織の構成員によって担当される職務の実行にとって決定的な条件を構成する場合には、男女別の採用が準備されうる」と規定されていた。その後、この条項は、国家公務員についての規定に関する1984年1月11日の84-16号法律21条に引き継がれた。

以下では、女性に対する職域配置制限と、採用における男女別異取扱い

65) Sorin, *supra* note 60), pp. 42-43.

66) このリストは2007年8月に最終改正され、現在では、レジオンドヌール勲章青少年教育施設の担当者と、刑務所の看守の職のみになっている。

67) この条項は、公務員の一般的地位に関する1959年2月4日の59-244号オールドナンス7条を改正し公職への就職の平等原則に関する各種規定を定める1982年5月7日の82-380号法律2条によって追加された規定である。

の手段として行われていたクオータシステムについて、制度の変遷を概観する。

① 職域配置制限

軍隊では、様々なデクレによって、女性に対する職域配置制限が定められていた。以下に挙げる1975年12月22日の8つのデクレは、それぞれ陸海空軍と憲兵隊の士官団と下士官団の地位について規定するものであるが、その中にも当該規定が存在している。陸軍戦闘部隊士官団の特別な地位に関する75-1206号デクレ2条と陸軍職業⁶⁸⁾下士官団の特別な地位に関する75-1211号デクレ3条によれば、戦闘部隊の活動及び出動の状況を理由として、陸軍戦闘部隊の士官及び職業下士官の職は、男性に対してのみ開かれる。海軍士官団及び海軍特別士官団の特別な地位に関する75-1207号デクレ2条と海軍職業下士官団の特別な地位に関する75-1212号デクレ3条によれば、職務の状況及び船上生活の拘束を理由として、海軍士官団及び海軍特別士官団の職、港湾海軍下士官団の艦隊乗組員の海軍下士官の職、並びに船上勤務部門又は戦闘部門の海軍下士官の職は、男性に対してのみ開かれる。空軍士官団、空軍整備士士官団及び空軍基地士官団の特別な地位に関する75-1208号デクレ2条と空軍職業下士官団の特別な地位に関する75-1213号デクレ3条によれば、戦闘部隊の活動及び出動の状況を理由として、空軍士官団の職、搭乗員の職業下士官の職及び搭乗員の准尉の職は男性に対してのみ開かれる。憲兵隊士官団の特別な地位に関する75-1209号デクレ3条と憲兵隊下士官団の特別な地位に関する75-1214号デクレ3条によれば、憲兵隊組織の活動及び出動の状況を理由として、憲兵隊士官及び下士官の職は、男性に対してのみ開かれる。

こうした制限により、女性士官や女性下士官は、直接的な戦闘を行うこととはなく、通信隊員や事務機械操作者、秘書、従軍看護師などとして勤務

68) 「職業」(carrière)の意味については、本章第2節(2)①参照。

していた⁶⁹⁾。

その後、女性に対する職域配置制限は、国防大臣アレテにおいて定められるようになったが、各軍及び憲兵隊において男性士官及び男性下士官によってのみ担当される職を定める1998年4月29日アレテ⁷⁰⁾は、修正を重ねるたびにその職の数が限定的なものとなっていった。1999年11月10日アレテ⁷¹⁾によって修正された規定では、陸軍の敵軍との直接的で長い接触の可能性を含む職、海軍の潜水艦での職と海軍陸戦隊員と特別攻撃隊員の部隊における職、海上憲兵隊の船上勤務部隊の下士官の職、いくつかの例外を除く機動憲兵隊のすべての部隊の下士官の職が、男性によってのみ担当されると定められた。その後、2000年8月25日アレテ⁷²⁾によって修正された規定では、陸軍における制限が撤廃され、海軍の潜水艦での職と、いくつかの例外を除く機動憲兵隊のすべての部隊の下士官の職が男性によってのみ担当されるとされた。この規定は、2002年12月12日アレテ⁷³⁾によりさらに修正され、機動憲兵隊における制限が縮小された。2015年2月19日アレテ⁷⁴⁾による修正後は、制限は潜水艦のみとなり、潜水艦も、実験的に女性に開放されることとなった。実際に、2017年7月4日には、4人の女性が、医師や原子炉担当主任、海中任務副主任などとして、潜水艦での任務に就いている⁷⁵⁾。

69) Sorin, *supra* note 60), pp. 44-47.

70) この1998年4月29日アレテについては、制定時のものは確認できなかった。したがって、1999年11月10日アレテによる修正前にはさらに多くの職域配置制限があったと推測されるが、その詳細についてはわからない。

71) Bulletin officiel chronologique (des armées) (BOC), 1999, p. 5275, <https://www.bo.sga.defense.gouv.fr/texte/566/Sans%20nom.html> (visité le 7 juin 2021).

72) BOC, 2000, p. 4185, <https://www.bo.sga.defense.gouv.fr/texte/1464/Sans%20nom.html> (visité le 7 juin 2021).

73) BOC, 2003, p. 472, <https://www.bo.sga.defense.gouv.fr/texte/3249/Sans%20nom.html> (visité le 7 juin 2021).

74) BOC, n° 18 du 23 avril 2015, texte 2, <https://www.bo.sga.defense.gouv.fr/texte/202441/Sans%20nom.html> (visité le 7 juin 2021).

75) 国防省 WEB サイト, <https://www.defense.gouv.fr/marine/actu-marine/premiere>

軍隊における職域配置制限については、欧州連合司法裁判所のいくつかの判決がある。この種の事件は、職、職業訓練及び職業的昇進へのアクセス並びに労働条件に関する男女平等待遇原則の適用に関する1976年2月9日の欧州理事会指令76/207/CEEに照らして判断されている。同指令2条1項は、「待遇の平等原則は、直接的なものであろうと、とりわけ婚姻状態や家族状態に基づく間接的なものであろうと、性に基づくすべての差別の不存在を意味する」と定めており、2項で、「性が決定的な条件を構成する」職業活動については、「その性質又は実行状況を理由として」、適用除外されることができるとされている。

Sirdar 事件では、ある女性がイギリス海兵隊コマンド部隊への採用を拒否されたことが問題となった。1999年10月26日、同裁判所は、上記指令2条2項に基づき、当該職務の性質及び実行状況を理由として、海兵隊コマンド部隊のような特殊な戦闘部隊における役務からの女性の排除は正当化されうると判示した⁷⁶⁾。

一方、2000年1月11日の Kreil 事件判決では、正反対の判断がなされている。当時のドイツ連邦共和国基本法12a条4項2文には、「女性はいかなる場合にも、武器をもってする役務を担ってはならない」と規定されていた。また、ドイツの軍人法1条2項3文では、女性が軍隊内で就くことができる職種が、衛生勤務と軍楽隊勤務の2つに限定されていた。1996年、電気修理工の女性が、ドイツ連邦軍の電気修理部門への就職を希望して連邦軍に志願したが、こうした規定を理由として拒否されたため、上記指令違反を理由に、ハノーファー行政裁判所に提訴した。そして、行政裁判所による先決判決の求めに応じて、欧州連合司法裁判所は、女性を一般的に戦闘職種から除外して衛生勤務と軍楽隊勤務に限定したドイツ連邦共和国基本法と軍人法等の適用が同指令2条2項に違反すると判断した⁷⁷⁾。

↘-patrouille-de-snlc-avec-quatre-femmes-a-bord (visité le 14 juil. 2021).

76) CJUE, 26 octobre 1999 (aff. n° 273/97), *Sirdar*, Rec. CJUE, 1999, p. I-07403.

77) CJUE, 11 janvier 2000 (aff. n° 285/98), *Kreil*, Rec. CJUE, 2000, p. I-00069. 以上2つ

フランス国内裁判所でも、軍隊への採用における男女の別異取扱いについての判断がなされている。1985年の Martel 事件では、ある女性が、75-1208号デクレを改正する1983年3月10日の83-184号デクレ2条及び5条を根拠として、空軍士官団への任官を拒絶されたため、その違法性が問題となった。当該条項は、戦闘部隊の活動及び出動の状況を理由として、空軍士官団への就職を男性に限定し、空軍軍人学校 (l'École militaire de l'Air)⁷⁸⁾を卒業した女性にのみ例外的に就職を認めていた。そこで、コンセイユ・デタは、空軍学校 (l'École de l'Air)⁷⁹⁾出身の男女学生の間に区別が生じており、この区別は、職務の性質によってもその実行状況によっても正当化されない区別であると判示して、同条を違法・無効とした⁸⁰⁾。

② クォータシステム

職域配置制限の撤廃が進むにつれて、一部の職団にクォータシステムが導入されていった。クォータシステムとは、一般的には、ある性別や人種に属する人々が過少代表となっている場合に、採用優先枠を設けて一定の比率でマイノリティに人数を割り当てることで格差の是正を図るものであり、アファーマティブ・アクションの一種である。しかし、軍隊において行われてきたクォータシステムは、採用優先枠というよりは、採用上限枠を設けて、女性比率を制限するものとして機能していた。

空軍では、75-1208号デクレ2条が、特定された職務の状況を理由として、空軍士官団以外の職団への女性の就職を、年間採用の15%に制限して

↘の判決につき、参考、水島朝穂「ジェンダーと軍隊 欧州裁判所判決とドイツ基本法」法時73巻4号(2001年)59-63頁。

78) 空軍整備士士官や空軍基地士官を中心とした士官養成学校。現在では l'École de l'Air に統合されている。

79) 戦闘任務を行う士官も養成する学校。

80) C.E., 10/7 SSR, 29 décembre 1993. 問題となった75-1208号デクレは、段階的に修正され、最終的に、空軍士官団、空軍整備士士官団及び空軍基地士官団の特別な地位に関する2008年9月12日の2008-943号デクレ43条によって廃止されるに至った。

いた。

1983年2月10日には、①で述べた1975年12月22日の8つのデクレのうち、陸軍と憲兵隊に関する4つのデクレが改正され、女性の採用が禁じられていた職域に、クオータシステムが導入された。陸軍では、75-1206号デクレを改正する83-93号デクレ2条と、75-1211号デクレを改正する83-95号デクレ1条が、改正前のデクレでは禁止されていた職への女性の就任を許可するとともに、それらの年間採用上限を設定した。憲兵隊については、75-1209号デクレを改正する83-94号デクレ3条と、75-1214号デクレを改正する83-96号デクレ1条が、元のデクレで禁止していた憲兵隊士官団と下士官団への女性の就職を許可する一方で、その上限を年間採用の5%に制限した。

士官の採用は高等教育修了者と現役下士官の中から、下士官の採用は前期中等教育修了者の中から、行われていたが、教育機関においてもクオータシステムが採り入れられていた。もともと女性軍人に対する教育は、1973年から、女性軍人陸海空軍学校（l'École Interarmées du Personnel Militaire Féminin）で、士官には6か月、下士官には3か月の期間なされていた。その後、男性のみに入学が認められていた教育機関が共学化されることとなり、その際にクオータシステムが導入されたのである。例えば、1983年、サンシール陸軍士官学校（l'École spéciale militaire de Saint-Cyr）が女性の受入れを開始したが、年間の上限を5%としていた。また、1993年には、海軍学校（l'École navale）が女性に開かれたが、女性の割合は年間最大10%に限定されていた⁸¹⁾。

このようなクオータシステムはフランス国内で広く行われていたが、欧州共同体裁判所は、前記指令に照らして、こうしたフランスの制度を弾劾する複数の判決を出している。ある判決では、フランスで行われている性別採用システムは、職務の性質によって正当化されない限り、同指令に違

81) Sorin, *supra* note 60), pp. 43, 48, 50.

反していると判示されており⁸²⁾、他の判決でも、過少代表となっている性を利する場合以外にクォータシステムを採用することは男女平等原則違反であるとされている⁸³⁾。

そして、フランス国内裁判所でも、1990年代以降、クォータシステムを無効とする判決が出るようになった。1996年の Aldige 事件では、ある女性が、兵站部隊の士官の選抜試験に合格し、推薦されるための必要条件をすべて満たしたにもかかわらず、女性に割り振られた定数はすべて埋まっているという理由で就任を拒まれたことが問題となった。陸軍後方支援職団 (le corps des commissaires de l'armée de terre) の特別な地位に関する1984年3月12日の84-173号デクレ2条が、特定された職務の状況を理由として、同職団への女性の年間採用を20%に制限していたためである。彼女は、この選抜方法が公職への男女平等アクセスの原則に違反しているとして、パリ行政裁判所に提訴した。1998年5月11日、コンセイユ・デタは、同デクレが1946年憲法前文第3段落の男女平等原則に違反していると判示した⁸⁴⁾。

このように、欧州共同體裁判所もコンセイユ・デタも、職務の性質やその実行状況によって正当化されない限り、軍隊の女性の採用におけるクォータシステムは違法であると判断してきた。

以上のように、法令の規定は性中立的になり、女性に対する職域制限はほとんどすべて撤廃され、一時期導入されていたクォータシステムも廃止されている。現行の国防法典においても、妊産婦に関するいくつかの規定

82) CJCE, 30 juin 1988 (aff. n° 318/86), Commission c/France, *Rec. CJCE*, 1988, p. 03559.

83) CJCE, 17 octobre 1995 (aff. n° 450/93), *Kalanke*, *Rec. CJCE*, 1995, p. I-03051; CJCE, 11 novembre 1997 (aff. n° 409/95), *Marshall*, *Rec. CJCE*, 1997, p. I-06383 など。

84) C.E., 7/10 SSR, 11 mai 1998. もっとも、この判決の出る数か月前に、各軍、憲兵隊及び軍備統括代表部の士官団及び下士官団の特別な地位に関する各種デクレを改正する1998年2月16日の98-86号デクレ16条が、84-173号デクレの当該条項を廃止しており、陸軍後方支援職団の選抜試験における男女の区別はなくなっていた。

を除き、女性について特別の定めは存在しない。このほか、女性のみを対象とする現在も有効な法令として見つけることができたのは、軍隊の女性部隊の特例を定める1973年3月23日の73-339号デクレ⁸⁵⁾と、軍隊の女性士官団に適用される特例を定める1977年2月18日の77-179号デクレ⁸⁶⁾のみである。

すなわち、法令上は、男女で異なる取扱いは原則として存在していない。このことを踏まえて、次に、ジェンダー不均衡の実態について概観する。

85) このデクレでは、一部の女性士官と女性下士官が各軍の女性部隊に属することが定められているが、女性の就労についての特殊な規定を置くものではない。

86) このデクレでは、陸海空軍と衛生部隊の女性士官団における募集をやめ、陸軍と空軍、衛生部隊の女性士官団を廃止する一方で、海軍についてはそれを維持し、階級や昇進について独自の規定を残している。